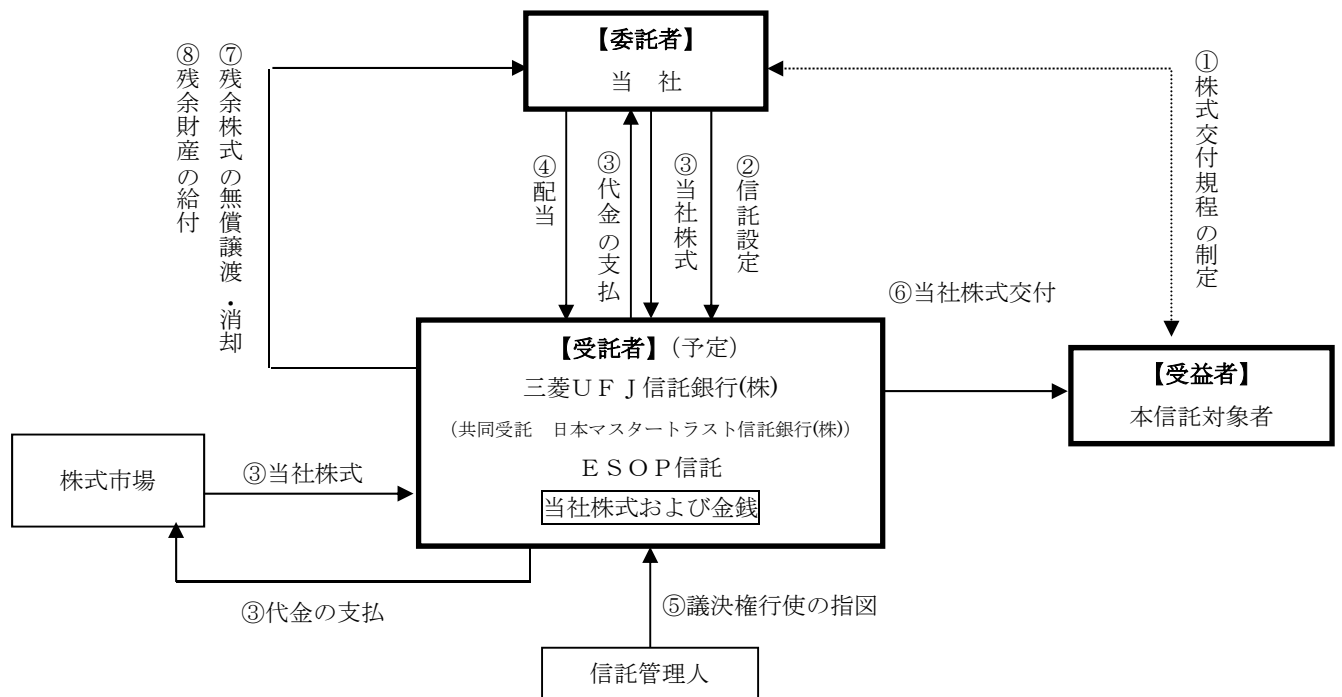


2. ESOP信託の仕組み



- ①当社はESOP信託の導入に関して取締役会において株式交付規程を制定します。
- ②当社は受益者要件を充足する当社従業員を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ③本信託は、信託管理人の指図に従い、②で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。
- ④本信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ⑤本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行います。
- ⑥信託期間中、株式交付規程に基づき、毎年ポイントが付与され、本信託対象者が退職した時に、累積ポイント数に相当する株数の当社株式が交付されます。
- ⑦信託期間中における本信託対象者の減少等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、新たな株式付与制度として本信託を継続利用するか、本信託から委託者に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑧本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および本信託対象者と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※ 受益者要件を充足する本信託対象者への当社株式の交付により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

(ご参考) 信託契約の内容

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
②信託の目的	当社従業員に対するインセンティブ付与
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
⑤受益者	本信託対象者のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者 (公認会計士)
⑦信託契約日	平成 29 年 11 月 21 日 (予定)
⑧信託の期間	平成 29 年 11 月 21 日～平成 32 年 9 月末日 (予定)
⑨制度開始日	平成 29 年 11 月 21 日 (予定)
⑩議決権行使	信託管理人が指図を行い議決権を行使します。
⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫取得株式の総額	467 百万円 (予定)
⑬帰属権利者	当社
⑭残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|---|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以上